

議案第5号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成31年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

加西インター産業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画加西インター産業団地地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
----------------------	---

別表第2に次のように加える。

加西インター産業団地地区地区整備計画区域	産業施設地区	(1)工場その他これに類するもの (2)事務所その他これに類するもの (3)倉庫 (4)研究所その他これに類するもの (5)貨物自動車運送事業の用に供するもの (6)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿であって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの (7)バスの停留所の上屋 (8)休憩所又は公衆便所 (9)前各号の建築物に附属するもの	1,000平方メートル(ア欄第7号又は第8号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)	次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数値 (1)1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 1メートル (2)10,000平方メートル以上の場合 2メートル	20メートル(外壁の後退距離を3メートル以上とした場合においては、30メートル)
	利便施設地区	(1)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第130条の5の3各号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの	200平方メートル(ア欄第8号又は第9号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)	次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数	20メートル

		(2)工場その他これに類するもの（法別表第2（る）の項第1号（1）から（22）まで及び（29）から（31）までに掲げる事業を営むものを除く。） (3)事務所その他これに類するもの (4)倉庫 (5)研究所その他これに類するもの (6)貨物自動車運送事業の用に供するもの (7)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (8)バスの停留所の上屋 (9)休憩所又は公衆便所 (10)前各号の建築物に附属するもの		値 （1）1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 1メートル （2）10,000平方メートル以上の場合 2メートル	
--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

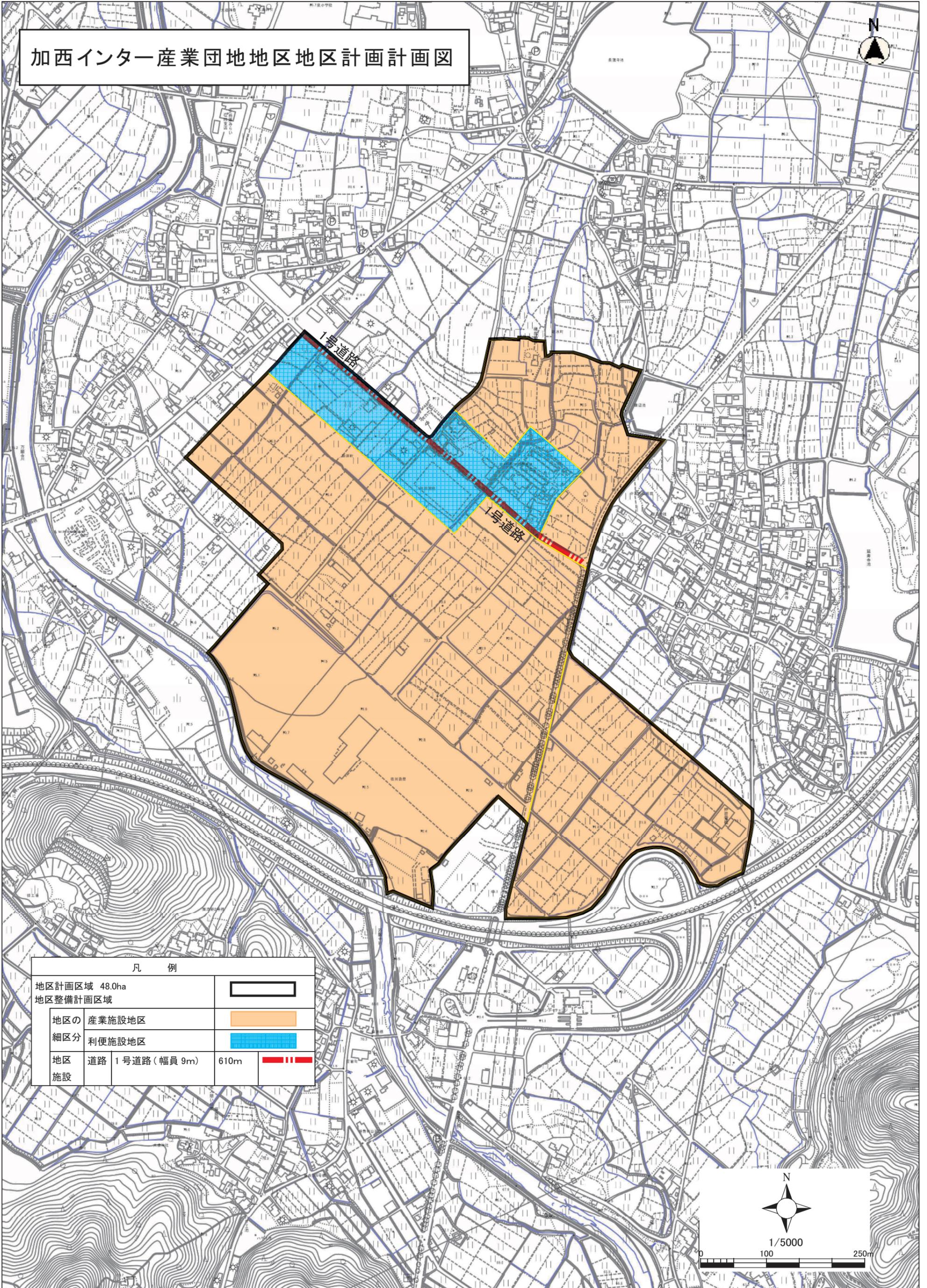
(審議資料)

加西インター周辺における新産業団地を整備するため、市街化調整区域内における新たな地区計画として「加西インター産業団地地区地区計画」の都市計画決定を予定していることに伴い、所要の改正を行うもの。 (後掲参照)

【概要】

	産業施設地区	利便施設地区
建築物の用途	工場、事務所、倉庫、研究所、 運送事業所、社宅ほか	店舗、工場、事務所、倉庫、研 究所、運送事業所、住宅、共同 住宅、社宅ほか
建築物の敷地面積 の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>
外壁の後退距離の 限度	2m又は1m	2m又は1m
高さの最高限度	20m	20m

加西インター産業団地地区地区計画計画図



凡 例			
地区計画区域 48.0ha			
地区整備計画区域			
地区の 細区分	産業施設地区		
	便利施設地区		
地区 施設	道路 1号道路(幅員9m)	610m	

